

『宝暦治水と平田鞞負』補遺

中西達治

はじめに

二〇一五年六月、『宝暦治水と平田鞞負 史実と顕彰の歩み』と題する冊子を出版した。ここでは、表題の通り、宝暦治水工事の実体に迫り、平田鞞負の実像を知ると同時に、明治以降の顕彰活動の歩みを検証した。本稿では、その時十分言及出来なかつたことがら、当時は知られていなかつた事情などについて、

一 手伝普請と島津家の交際圏

二 総工費計算の根拠

三 顕彰活動の開始時期

という三点から、検証を進めたい。

第一章 手伝普請と島津家の交際圏

一

手伝普請は、幕府との関係では、徳川家に関わる大事業に参加する名誉なことと受け止めることが普通であった。ちなみに薩摩藩主は、工事現場では、「松平薩摩守丁場」という標札を立てるよう指示されていることでも分かるように、江戸幕府内での公称は松平氏である。外様大名ながら徳川氏の元家名を名乗る事を許される立場にあり、

家継（七代将軍） ↓ 継豊（薩摩藩五代）

吉宗（八代） ↓ 宗信（六代）

と代々将軍の名から偏諱を与えられる有力者だった。幕府と島津氏とは友好的な服従関係があつたという事である。

家重（九代）

↓ 重年（七代）

↓ 重豪（八代）

宝暦三年十二月二十五日、治水助役の命を受けた江戸の薩摩藩邸は、国元にあつた藩主重年にこれを報告すると同時に、すぐさま藩士派遣の準備を開始した。国元で重年が、助役受託の請書にサインした当日、江戸藩邸からは美濃に向けて第一陣が出発したことはこれまでも述べてきた所である。

幕府に対して公式に受託を表明すると同時に、重年や隠居していた前々代藩主継豊は、幕府の要人宛にその旨を報告したようである。

二

一筆致啓達候

公方様 大納言様益御機嫌能

被成御座恐悦奉存候然ハ濃州

勢州尾州川々御普請

御手伝被 仰付候旨御奉書ノ趣

難有仕合奉存候御礼為可

申上呈使札候間如斯御座候

恐惶謹言

正月廿一日 松平薩摩守
松平宮内少輔様
人々御中

これは、海津市歴史民俗資料館が開催した「宝暦治水250年展」に出陳された尚古集成館所蔵文書の翻刻である。解説には、「御手伝普請請書」として、「正月二十一日『御手伝を引き受ける』旨の請書を幕府へ提出した。」とあるが、薩摩藩が正式に幕府宛に出した請書の書式は、下命書の連署者である五名の老中宛になるべきである。

手伝普請の下命に対して重年が幕府に提出した請書は、
御奉書拜見致候、濃州、勢州、尾州川川御普請御手伝被仰付有
難仕合奉存候尤此節参府不及旨被仰下奉畏候右御受申可呈飛札
候 恐惶謹言

正月廿一日 松平薩摩守

堀田相模守殿
酒井左衛門尉殿
本多伯耆守殿
松平左近将監殿
西尾隠岐守殿

人々御中

となっており、これが公式の請書である。松平宮内少輔はこの時若年寄であった上野国上里見藩藩主松平忠恒のことで、若年寄宛というのは筋が通らない。解説ミスである。

三

大正十二年七月九日に作製された「宝暦治水薩摩義士参考文書全」という冊子中に次のような記事がある。（引用文中「宝暦四年」

というのは、いずれも原本に見られる朱筆の書き込みである。）

継豊公御譜中
正文在文庫

御札令披見候

公方様大納言様益御機嫌能被成御座恐悦旨尤候将又（今度）同氏薩摩守儀濃州勢州尾州川々御普請御手伝被（欠字）仰付難有由得其意候紙面之趣各一覽之事情（令承知候）恐々謹言

寶暦四年 堀田相模守

二月廿一日 正亮判

松平大隅守殿

同文（括弧内のみ異なり）

寶暦四年 秋元但馬守

二月廿一日 涼朝判

松平大隅守殿

重年公御譜中

正文在文庫

公方様大納言様益御機嫌能被成御座恐悦旨尤候将又今度同氏薩摩守儀濃州勢州尾州川々御普請御手伝被 仰付難有由得其意候依之被差越使者候紙面趣各一覽之事情恐々謹言

寶暦四年 堀田相模守

二月廿一日 正亮判

松平薩摩守殿

重年公御譜中

正文在文庫

御札令披閱候今般濃州勢州尾州川々御普請御手伝被 仰出之由珍

重候依之入御念候段欣然之至存候恐々謹言
寶曆四年 二月廿五日

薩摩少将殿

尾張宰相宗睦判

御報

佐山重致旧蔵のこの冊子は、表紙・見返し部分が墨書きの外は、全編カーボンコピーで、要所に朱の書き入れがあり、長愛という人物が大正十二年七月九日に薩摩藩の「追録旧記雑録」より治水文書に関するのみを抜き書きしたとある。(本文冒頭には、「宝曆治水参考文書」という表題の下に、「大正十二年六月末 追録 旧記雑録 百六―百九」という注記があり、六月末から作業に取りかかったことが分かる。) 表題並びにこの説明から分かるように、この冊子は明治末年以来盛んになってきた宝曆治水の事蹟を薩摩藩の関係資料に基づいて検証しようとしたごく初期のものという事が出来る。本文中には「小西氏の薩摩義士録と併せ見ば」真相を得ることが出来るとして

「小西氏の薩摩義士録」というのは大正四年(一九一五)に出版された小西勝次郎著『薩摩義士録』のことで、小西の著書が、物語化された薩摩義士談を大々的に広めるきっかけとなったことを考えると、この時期にこうした冊子が世に出ていることは注目されてよいことがらである。そこで、ここで指摘されていることがらを、改めて確認しておくたい。

四

ここに掲出されているのは、二月二十一日付けで、堀田相模守正亮と秋元但馬守涼朝とが、松平大隅守(重年の父継豊)に、さらに堀田相模守が松平薩摩守に贈った書状と、徳川宗睦が二月二十五日に松平薩摩守に贈った書状の写しである。いうまでもなく堀田相模守は下総佐倉藩主で老中首座であり、幕府の当事者として、治水助役下命文書

にも連署している。また秋元但馬守涼朝は武州川越藩主で、この時西の丸老中(世子家治付き)であった。彼らは大隅守からの私信に対して、「公方様・大納言様が御機嫌麗しいことを祝しているのはもつともだが、ご普請お手伝いを仰せ付けられ有り難き由、その意を得候」と挨拶しているのだ。公方様、大納言様とはそれぞれ、將軍家重と世子家治(当時従二位権大納言)である。継豊は、隠居の身ながら、薩摩藩老公として將軍と世子の直属の関係者宛に挨拶をしたのである。一方藩主重年も、老中首座の堀田正亮に私信でお礼の挨拶状を送った。それに対する返信に、堀田正亮はわざわざ、「依之被差越使者候紙面趣各一覽之事候」(そのため使者を遣わしましたという紙面の内容を拝読しました。)と答えているのだ。

興味深いのは尾張宰相宗睦と署名のある書状である。宗睦は尾張徳川家第七代宗勝の世子で当時二十二歳、家督相続はしていなかったが参議に叙任されていた。当時重年は、二十六歳、年令が近く、宗睦との交際があったことだろう。治水助役を命じられた木曾三川は尾張藩とも直接関わる所であり、特に挨拶したということだろう。これに対する宗睦の返書には、「お手紙拝見。今般の木曾三川の手伝普請のご下命、実に珍しい大事であり、入念になさるとのこと、まことに喜ばしいことです。」とある。宗睦からの宛名の表記が、薩摩守ではなく薩摩少将殿とあることをみても、二人の親しさが分かる。手伝普請は、開幕以来各種工事で行われており、珍しいことではなかった。逆に、国政の中枢に関わる工事を任されるということを、財政上の問題など藩の内部事情にかかわらず当時は名誉と受け止めるのが普通だったのである。ここには、松平宮内少輔忠恒の返信は無いが、ここに記されている返信の文面からは、一月二十一日に出された先の松平宮内少輔宛の書信と同様のものが堀田相模守正亮、秋元但馬守涼朝、徳川宗睦等に送られており、その返信であることが分かる。

五

「宝暦治水薩摩義士参考文書」には、これらの書状に続けて、

重年公御譜中

右正文在右筆所

私儀今度参勤之節州勢州尾州川々御普請御手伝場通路近辺之所立

寄致見分度候此段奉伺候以上

寶暦四年 閏二月廿三日 御名

御附箋

伺之通立寄見聞可被致候

という文書が掲出されている。

宝暦三年十二月二十五日に御手伝い普請を命じた際、

濃州勢州尾州川々御普請御手伝被仰付候間可被存其趣候尤此節不

及参府候恐々謹言

と参勤交代の出府を免除するという文言があったことはよく知られて

いる。伊藤信はここをとらえて、

斯かる空前の大工事を一片の奉書を以て高圧的に命令しておい

て、之に対する恩典として、纔に江戸城参勤を免ずると云ふに至

つては、いかにも冷酷な処置と謂はざるを得ないのである。（『宝

暦治水と薩摩藩士』）

と幕府の措置を批判しているが、重年は、そういう幕府の意向とは別

に参勤交代で出府する途中に手伝普請の現場があるので、寄り道をし

て見聞したいという願いを出していることが分かる。附箋に「伺之通

立寄見聞可被致候」とあるようにこの願いは聞き届けられている。こ

の結果が、この年七月初めの重年、重豪の現地訪問となっている。幕

府の命令が薩摩藩の日常業務の中に組み込まれていることが知られる

のである。

第二章 総工費計算の根拠

一 『宝暦治水薩摩義士参考文書 全』に引用されている「重年公御譜中

（本文）」（伊藤信の『宝暦治水と薩摩藩士』では、「島津氏世録正統系

図」宝暦三年治水記）とある項に、

二十九日正輔発^二寔府^一同晦日久東亦発各^三経^二小倉路^一駕^レ船二月十

六日至^二大坂^一預計^二助役之費用^一大抵金三十万兩也歟是芝郎之所^レ

伝也故正輔久東在^二大坂伏見^一与^二藩邸留守居^一京都上原十郎左衛門尚令大坂久

議^二用金於銀師^一 仮^レ金取^レ息而頼^レ我者^レ曰^レ立^レ入^レ之銀師^一後^レ会^二計雜費^一銀壹万三千三百

七拾八貫八百拾 保^レ七兵衛之真中馬源兵衛謹言等

取^レ士庶^一以充^レ之

という記事がある。よく知られたこの時の総工費を考える際の基本情

報である。

二

宝暦治水の総工費については、近年およそ四十万兩というのが通説

になっている。この金額を最初に提示したのは、伊藤信の『宝暦治水

と薩摩藩士』である。

伊藤信は、その著『宝暦治水と薩摩藩士』本編に「八、工事費調達

の苦心」という章をおこし、最初の借銀策という項において、中馬源

兵衛、平田鞞負の手紙を引用し大阪、京都における借銀の実情を述べ

る。さらに「島津氏世録正統系図」宝暦三年治水記の文章を引用、数

次にわたって合計借銀が二十二万二千九百九十八両（昭和十八年当時の価

値に換算すると二百七十七万五千円以上）であるとし、その結果薩摩

藩は従来の借金に加え合算して一千百六十五万五千円という以大借金

を背負って財政が根本的に破壊されたという。それに対して

薩摩守や鞞負等の憂苦、一藩士民の苦痛や如何許であつたらう。

而して此の憂愁苦痛が如何に濃・尾・勢三州を益し国家に貢献せ

しかを考一考する時、重年侯、鞞負等に対し無限にして無垢真実

なる敬意と謝忱とが油然として満腔に湧くであらう。

という思い入れのこもったまじめをした後さらに藩債募集、献納金、藩費節約令、人別牛馬船舶税増額の項をそれぞれ立て、

以上引用せし所の、源兵衛が大阪に齎しし金策上の公文と、また藩債募集、藩費節約、人別牛馬船舶出銀等の賦課に関する三種の仰出書とを慎重に熟読考査すれば、偉大にして光輝ある薩摩藩の功績が、益々偉大にして、倍々光輝を放てることの真面目、真価値をよく認識せられるのである。

とまとめる。そして最後に「諸出銀の総額」という項を置く。

前記治水用新借銀の外に、藩内の士民に賦課して徴収したる知行高の出来、出銀、人別出銀、牛馬船舶出銀、また借上げ金（藩債）御加勢銀（献納銀）の総計額は何程に上りしか、それは史料の考証すべきもの無くして不明である。また米、砂糖、菜種子、生蠟の大阪にて売却せし国産代金額も不明であるから、其の内何程を治水費に投じたかも不明であるが、「薩藩と宝暦之治水」の著者川村俊秀氏の研究に拠れば、当時（延享二年調）の薩藩の人口八十四万三千八百八人に對し、銀一匁を課すれば、其の総額銀八百四十三貫八百八匁であつて、金に換算して一万四千六十三兩余となり、藩の世祿（知行高、御切米）凡そ四十五万石として一石に對し一匁宛の出銀を徴収したものとすれば、其の総額四百五十貫匁、金にして七千五百兩、一石に二匁とすれば一万五千兩、三匁とすれば二万二千五百兩である。又高一石に封する出米（税米）九升九合を四十五万石の上に立算すれば、其の総額四万四千五百五十石で、金一兩に對し一石五斗換への米価として、二万九千七百兩である。

牛馬船舶銀の総額は何程徴収し得たか、思ふに是も人別出銀総額の二分の一乃至三分の一位であつて、三千兩乃至五千兩位であ

らう。又借上げ金（藩債）に於て三万兩、御加勢銀に於て五千兩内外、国産代金よりの支出に於て二万兩を集め得たものとすれば、是れ實に大成功と認むべきである。之を合計すれば十萬八千兩内外、乃至十二万兩内外となつて、十五万兩には達せないのである。十五万兩の金は現時の百八十九万兩である。仮に古今、其の時代の物資労力等に対する交換力、即ち金としての力如何を比較したならば、当時の十五万兩の力は、今日の百八十九万兩に勝ること頗る大なりしことを認めねばならない。（しかし古今、その時代の物資労力等に対する交換力、すなわち金としての力如何を考へるならば、十兩の盜賊は死刑に処せられた当時の十五万兩の力は頗る大であつて、今日では想像もおよばぬものがあつたことを認めねばならない。）此の点よりしても薩藩が当時十五万兩の金を其の民力によつて集めるといふ事は、容易ならぬ大事業であつたことを認めざるを得ないであらう。此の如く概算し来れば、薩藩が實際治水費に投ぜし昔（当）年の現金総額は、既記の大阪方面借銀二十二万兩余を合算して、実に四十万兩に近い金である。これは今日では五百余万円（金一兩を十二円六十錢に換算して）の大金（額）である。また以て薩藩上下の困苦窮乏を察するに足るであらう。

惟ふに薩藩が当時徳川家と姻戚關係を有しながら、又財政上の窮地に立ちながら、苟も一言隻句の哀訴歎願すら幕府に試みず、決然起ちて不屈不撓幕命を全うしたる勇壯義烈の精神に至りては、当時三百の列藩中何処に之が匹儔（と比べる所）を求め得べき（る）であらうか。関ヶ原の大戦、三大川の治水、濃州は薩藩君臣の忠勇義烈を天下後世に發揮せし（した）上に於て奇なる因縁地であり、大なる（大きな）試煉地（試練の地）でもあつたのである。

『岐阜県治水史』の宝暦治水関係部分は伊藤信の執筆にかかるというが、総工費とその積算の根拠に言及したまよりの文章は、前期の文章中、傍線部を削除し、括弧内の文言を補うと、『宝暦治水と薩摩藩士』と同じになる。『岐阜県史』は、

薩摩藩がこの全工事に投じた費用は、総額四〇万兩に達したといわれている。当時、幕府ですら歳入が七、八〇万兩余であったという事実にてらしてみても、それがいかに巨額のものであったかわかるであろう。

と、四十万兩という金額を既定のことからとして示し、当時の幕府の歳入を八十万兩余としてそれとの比較からこの工事が薩摩藩にとつて大きな負担であることを説明している。しかし、全国に四百万石相当の直轄領を持つ幕府の宝暦年間の年間歳入が七、八十万兩余というのは、いかにも少なすぎる。四十万兩を既定の金額とする所から、薩摩藩がいかに過重な負担がかかったかを印象づける数字操作といえるだろう。

三

伊藤信が数字算出の根拠とした川村俊秀著の『薩藩と宝暦之治水上』（昭和二年刊、下は未刊）は、宝暦治水の財政的側面を、薩摩藩の経済状態を踏まえて追求したもので、煩瑣な事実が列記されていて一読要領を得ない点もあるが、子細に読み込むと、事実関係が分かって来て納得させられる所が多い。伊藤信が『薩藩と宝暦之治水』の著者川村俊秀氏の研究に拠れば、「と」といつて続けている数値は、「今日では五百余万兩（金一兩を十二円六十銭に換算して）の大金」になるという換算に至るまで全て川村の示した数値である。ただ川村の論旨と微妙に異なる点がいくつかある。その中でも問題なのが、藩内で集めた臨時徴収金の総額である。たしかに伊藤信も、前提とした計算式では、「十五万兩には達せないのである。」と川村の説を踏襲している

が、その後が続いて、「此の点よりしても薩藩が当時十五万兩の金を其の民力によつて集めるといふ事は、容易ならぬ大事業であつたことを認めざるを得ないであらう」と、十五万兩を集めたというように締めくくっている。その結果が総計「薩藩が実際治水費に投ぜし昔年の現金総額は、既記の大阪方面借銀二十二万兩余を合算して、実に四十万兩に近い金」になると結論づける。総計三十七万兩ならまだしも、「四十万兩に近い金」というのでは、余にも大雑把なまとめということになるのではないか。

四

川村は、銀師からの新規借入金について『薩摩義士録』に、三十万兩借り入れるために利息を天引きされて実際入手出来たのは二十二万二千九百八十八兩とあるのを批判して、これは七万兩の新借銀を手始めとして幾回にも分割調達されたものの合計であると否定し、その上で先に引用した伊藤信の文章とそっくり同じ内容の

如何に濃・尾・勢三州を益し国家に貢献せしかを考一考せし時、重年侯、鞞負等に対し無限にして無垢真実なる敬意と謝忱とが、油然満腔に湧くであらふ。

ということばが出てくる。その上で川村は、藩の治水用新借金の外に藩内で賦課した出銀、藩債等についてはいかほどか不明、また大坂で販売した産物の売上げも不明で、

国産代金は、江戸、京都、大阪の三邸費と藩費にも配分充当する必要上、其金額を治水費のみに投ずることは不可能であつたから其内何程を治水費に投じたか之も亦不明である。

という前置きがあつて、伊藤信が引用した数値が上げられている。そのまよめは、

此の点よりしても藩が当時十五万兩の金を其民力に集め得たものとは到底認められないのである。

と、伊藤の結論とは正反対なのである。
そうして

此の如く概算し来れば、薩藩が實際治水費に投せし当年の現金総額は、果して幾十万両であつたか、又初めより大雑パに風聞されたる三十万両にて不足したならば、其額何程に上りしかと云ふことは、何人も之を知らんと欲するの一焼点であるが、不幸にして、明確に之を解決し得るの史料を見当たらないは、実に千載の遺憾である、

という。「大雑パに風聞されたる三十万両」というのは、「重年公御譜中（本文）」の記事による。その上で彼は、「仮に四十万両を投したるものとせんか、」と仮定するのであつて、この金額は、明治大改修の経費総額との比較のために出された数字である。ここでは、明治大改修当時の岐阜県知事野村政明が「歴史地理」第十六巻四号に、二十有余年を経て償却した元利金合計は二百七十万両におよぶと述べていることを根拠がないと斥けてもいて、総体として川村は、三十万両という記事を前提に考えようとしていることが分かるのである。

五

改めて、「重年公御譜中（本文）」を見てみよう。

一月二十九日に鹿兒島を出発した総奉行平田靱負と、翌日出発した伊集院十蔵は、いずれも小倉路を経て船に乗り、二月十六日に大阪に到着した。予め江戸の薩摩藩邸の見積もりで工事費の総計がおおよそ三十万両ということだったので、銀師（金を貸して利息を得る商売、という注がある。）と相談をした。後の銀師から借りた金額を総計すると、一万三千三百七十八貫八百五十九分八厘五毛、金にして二十二万二千九十八両であつた。不足分は、国産品の売上げ、藩士の拠出金等でまかなつた。おおよその意味はこういうことであらう。この記録で注意しなければならないのは、事態を逐次時系列に従つて記録す

るといふ日録型ではなく、後年事態をまとめて整理しつつ、時系列を追うという記述になつてゐることである。江戸の藩邸がおおよそ三十万両かといつてゐるのは、宝暦四年の一月段階で江戸藩邸から連絡があつたというように読めるが、重年の年譜を作成する時、この工事の総額がおおよそ三十万両だつたと江戸藩邸では認識していたとも受け取ることができる。幕府側からの達しで、工費おおよそ十四、五万両という内意が漏らされてゐるといふ報告がある上で、この数字を読めば、後者の方で考えても無理はない。この後に続く割り注部分は、明らかに後注である。概算三十万両におよんだ工事費を、大坂の銀師からの新規借入れ分のほかは、藩内での増税、藩債、国産品の売却代でのいだと読むのが穏やかではなからうか。いずれにしても伊藤信が、四十万両という数字を導き出す手順には大きな問題があると云える。薩摩藩の人口動態、領内の総石高の認定など、現在でも確定出来ない要素が多い。特に薩摩藩の石高表示が玄米ではなく粳米であるなどという要素は、金額換算に大きく影響する。それらの要素をどの程度考慮しているかは明らかではないが、川村の論述は、基礎データを提示してそれなりに行き届いた解説がなされている。明治政府が施工した木曾三川分流工事の総工費、国家予算に宝暦当時の四十万両という数値を比べてみた時、それがいかに過大かを説明する彼の論理は的確である。当時流通していた総工費二百六十万両という俗説を、現実的な数値に比定してあり得ないと断じた彼の姿勢が、改めて注目されるのである。宝暦治水工事の総工費については、改めて川村の所説を吟味する所から始まるといえるのではなからうか。

第三章 顕彰活動の開始時期

一

従来宝暦治水の顕彰活動は、多度の西田喜兵衛が、家祖伝来の資料

が明治九年の伊勢暴動で灰燼に帰したため、宝曆治水の犠牲者を供養し、功績を後世に伝えるため明治十七年法要を営もうとして挫折したというのが、その出発点であるとされてきた。西田は、宝曆治水之碑の建碑推進のため明治三十二年時の岐阜県知事野村政明を訪ねており、なぜ建碑活動をしているのかという野村の問いに対して次のように答えている。（西田喜兵衛著『濃尾勢三大大川宝曆治水誌』明治四十年刊）

御訊問ノ条最モナリ。拙者ハ、三重県桑名郡多度村大字戸津ノ微々タル農夫ニシテ、斯ル大事業ヲ企図スヘキ程ノ者ニ無之モ、祖先伝来ノ覚書中ニ、我が居住地則チ戸津村ノ地所ノ如キハ、元来低地ニテ年トシテ水害ヲ蒙ラサルナク、收穫皆無トナリテ頗ル困憊ヲ極メタルニ、宝曆四・五ノ両年中松平薩摩守様ノ大川通りト称シテ、現今ノ三大大川御手伝御普請ノ余沢ニテ上田ト相成シニヨリ、爾来、代々ノ我家相続者ハ、折々此書類ヲ見テ、薩摩様ノ御恩沢ヲ不忘様云々トアル書類並、御普請中ノ詳細ナル図面及帳簿類等代々所持致来タル処、去ル明治九年十二月廿日、三重県下農民一揆暴動ノ砌罹災ノ為メ家屋器具等悉皆烏有ニ帰シ、右ノ大切ナル書類モ共ニ焼失セシヲ遺憾ニ耐ヘス、日夜忘ル、遑ナシ。猶又我家ノ後代者ヘ、恩沢ノ次第引継材料ノ焼失セシ上ハ致方ナシ。依テ其当時ノ薩摩侯及忠魂義歿者ヘ対シテ、恩沢ノ万分一ヲ報ゼンガタメ、且ハ該御手伝御普請ノ余沢ヲ蒙ルル町村幾百ナルヲ知ラサルモ、世人末々其事蹟ヲ審カニセス。依テ有志者相謀リ、薩摩藩ノ偉業ヲ公ケテ天下ヘ知ラシメンガタメ、一大紀念碑ヲ建設セント欲シ、去ル明治十七年、隣村七郷輪中之戸長宮崎以徳ナル者ニ相謀リタルニ、全人モ同意ヲ表シ呉レタルニ付、弥々建設スル事ニ決定シ、就テハ第一着手トシテ、吊祭ヲ行ヒテ義歿者ノ靈魂ヲ慰メンガタメ、手続ヲ経テ真宗大谷派ノ法主ニ、臨場吊祭読経

ノ義ヲ申込タルニ、同本山ノ回答ニ曰ク、法主殿ノ臨場ハ其地方長官ノ添書ヲ以テ申込ムモノ、外出張セサル成規有之ト。就テハ其当時ハ県知事ニ対シ右様ノ義ヲ出願スルハ不容易次第ニテ、拙者モ殆ント当惑セシモ、該事業タルヤ、固ヨリ私利ニ無之、国家ニ対スル義歿者ノ靈魂ヲ慰ムル為ナレハ、恐ヲモ不顧、時ノ三重県令内海忠勝殿ヘ、桑名郡長新見貞信氏ノ紹介ヲ以テ添書下附ノ義ヲ出願セシ処、内海県令ハ之ヲ快諾セラレ、直ニ添書ノ下附ヲ受ケタルヲ以テ、再応同本山ヘ法主殿出向ノ義ヲ申込ミタルニ、同本山ヨリ、法主殿ハ上京ノ序ヲ以テ其地ヘ臨場ノ義ヲ許可スル旨通知アリ、且其日限等迄通知ヲ受タリ。然ルニ当地方ニ於テハ法主ノ臨場ノ如キハ未曾有ノ事ニ付、休泊所ヲ桑名郡香取村法泉寺ニ新築シテ、夫々充分ノ準備ヲナシ、其出向ノ前日東海道龜山駅迄数人出迎ヒタルニ、案外千万ナル談示アリ。法主殿ノ地方ヘ出向ヲ請フハ、金壹千円ノ冥加金納付ノ上ナラデハ相叶ハザルニ付、其手続ヲナスベシト。茲ニ於テ拙者共其意甚タ了解シ難ク、国家ノ為メ自尽セシ義士ノ靈ヲ慰藉センガタメ、吊祭ヲ施スハ僧侶ノ本分ナリ。然ルニ金壹千円前納セザレハ其請ヲ容レストハ、法主トシテ有ルマシキ不法ノ沙汰ナリ。如斯無法ノ法主ヲシテ吊祭ヲ行ハシムルモ、何ソ靈魂ヲ慰ムルヲ得ンヤト。就テハ今日ニ至リ遺憾ノ次第ナレトモ不得止当方ヨリ出向ノ義ヲ謝絶シタリ。然ルニ之レガ為ノ雜費金參百円余ヲ消費シタルモ、拙者ニ於テ負担シ其俣中止シ居リタルニ其後明治廿六年ニ至リ伊勢国桑名町ノ海蔵寺住職時本慈船林竺仙加藤心良ノ三僧ガ尤モ義歿者埋葬ノ関係寺院ナルヲ以テ是非共一大紀念碑ヲ建設センコトヲ發起シ賛成者募集方ニ奔走中拙者方ヘモ賛成ノ申込アリシニ付拙者ハ固ヨリ賛成スレトモ該事業タルヤ頗ル困難ナル大事業ナルニヨリ注意ニ注意ヲ加ヘテ従事セラレタシ拙者モ去ル明治十七年ニハ該事業ヲ

發起シ第一着手トシテ義歿者ノ英靈ヲ慰メンガタメ吊祭ヲ行ハシ
コトヲ欲シ真宗大谷派ノ法主ニ臨場ヲ乞ヒシモ聽容セラレズ（以
下略）

明治十七年、西田は近隣の戸長等と相談して、宝曆治水の事蹟を顕彰する一大記念碑の建設を計画し、手始めに真宗大谷派の法主を招いて義士の追弔法要を執り行う準備を着々と整えていた。ところが、法主の来臨には、冥加金壹千円を前納することが必要だと言われた西田は、国のために殉じた義士の追弔をするのに、高額な冥加金をよこせとは何事かと腹を立て、それまでの準備にもかかわらず法要を取りやめた。その後明治二十六年になって、海蔵寺の住職等が、改めて建碑の計画を立て、自分のところにも相談しに来たが、これまでの経過を説明して断っていた云々、というのがここに語られているあらましである。この時には、工事の概要、犠牲者の実態など、西田は情報のある程度は把握していたのであろうが、具体的な指摘は何もなされていない。

その後、彼の問題意識とは別に、明治二十三年全国の治水熱心家を糾合した治水協会が創立されると、その機関誌「治水雜誌」の創刊号に、「油島メ切工事ニ関スル経歴始末」という論文が掲載されたことで、宝曆治水工事の経過と犠牲者について全国に知られることになった。

近年、桑名市博物館歴史専門官大塚由良美が、次のような資料の存在を明らかにした。半紙活版印刷の一枚もので、内容は宝曆治水記念碑建設資金募集広告である。

広告

夫レ岐阜県美濃国下石津郡油島新田地先締切ノ起工タルヤ今ヲ距ル殆ント百三十又余年旧幕府当在職官吏ノ計画ニ出テ木曾揖斐

両川ノ合流ヲ締切リ濃勢両国ニ係ル水行ヲ改良シ邦家ノ興益ヲ起セル大事業ニシテ旧記ニ拠レハ始メ寛延年度丹羽若狭守（旧二本松数代以前ノ藩主）ニ御手伝普請ナルモノヲ命セラレ尋イテ宝曆度松平薩摩守（旧鹿兒島数代以前ノ藩主）ニ亦之ヲ被命候処該工事ノ極メテ困難ニシテ巨額ノ藩費ヲ失フモ容易ニ竣工ヲ奏セサルヨリ之ニ従事セル藩士等数十名割腹死ヲ以テ其罪ヲ償フニ及ビシナリ其墳墓タル今尚美濃国下石津郡及伊勢国桑名郡等ノ各所（其姓名及墳墓等ノ詳細ハ左ニ掲ク）ニ存在セリ而シテ終ニ成功スル今ノ締切之ナリ最モ該工事ノ為メニ美濃伊勢二国ノ教輪中ニ於テ著シキ鴻益ヲ得レハ之レ皆當時政府ノ計画ト薩藩諸士ノ功勞トニ出テザルハナシ因之思之該士ノ志操益々稱賛且欽慕罷在候然ルニ該義士ノ枉死以來前陳ノ如キ百三十有余年ノ久シキニ至ルモ未ダ一片石ヲ以テ其功勞ヲ紀スルナク一炷香ノ以テ靈位ニ供スルナキハ常ニ遺憾トシテ止マサル所ナリ是ニ於テ這回同志相謀リ義金ヲ釀シ一大石碑ヲ油島新田地先ニ建設シ以テ其不朽ヲ図リ併セテ盛祭ヲ挙ケント欲ス願クハ有志諸彦此挙ヲ助ケ応分ノ金員ヲ捐テ相与ニ義士昔日ノ功勞ニ酬ヒ玉ハンコトヲ是レ祈ル

枯岩意休居士	宝曆四戌年	九月十九日	稲富市兵衛
応相永元居士	全	九月廿日	吐田軍七
諦元清空居士	全	九月廿日	貴嶋助右衛門
澁月浄円居士	全	八月廿二日	萩原勘助
善好理元居士	全	九月廿三日	藤井彦八
義峰宗卓居士	全	八月廿四日	石塚仁助
自天養心居士	全	九月一日	鮫島甚五左衛門
雲津梁門居士	全	九月十一日	横山治左衛門

右八名居士号附

觀元永喜信士 宝曆四戊年 十月五日 中間 八内

空山道鉄信士 全 五亥年 三月十二日 野村藤藏家来

実相本休信士 全 四戌年 六月廿六日 永田佐右衛門家来

自現覚了信士 全 七月廿七日 関右衛門 弟子丸小右衛門家

元山道氷信士 全 五亥年 四月廿八日 若松円積下人 八

右五名信士号附 郎兵衛

計十三名

右岐阜県美濃国下石津郡太田村禪曹洞宗円成寺境内二埋葬ノ分

实伝要真居士 宝曆四戊年 四月十六日 永吉惣兵衛

功外宗勲居士 全 六月五日 江夏治左衛門

桂林智昌居士 全 七月十六日 崎本才右衛門

功岩良節居士 全 八月十四日 野村八郎右衛門

本窓要源居士 全 十月七日 四本平兵衛

青兵徹霜居士 全 十月廿四日 仲間 長助

大運玄道居士 全 十月廿四日 家村源左衛門

悦岩共忻居士 全 十一月廿一日 山本八兵衛

端応玄の居士 全 十二月廿八日 鬼塚喜兵衛

木室智空居士 全 十月十九日 川上嶋右衛門

寛伝法心居士 全 八月廿七日 浜島喜左衛門

月庭楚天居士 全 七月八日 藤崎伊右衛門

实宗妙真居士 全 九月八日 本田甚五兵衛

荷月良円居士 宝曆五亥年 四月廿五日 音方貞洵

計十四名

右三重県伊勢国桑名郡桑名禪曹洞宗海蔵寺二埋葬ノ分

鎖定要関居士 宝曆四戊年 七月廿六日 永田伴右衛門

即如伝心居士 宝曆四戊年 六月十七日 中間 茂木源助

達翁宗本居士 全 八月五日 恒吉軍太郎

青林宗松居士 全 八月十九日 前田兵右衛門

秋林宗仲居士 全 八月廿二日 蘭田新兵衛

提岩智全居士 全 八月廿三日 平田

高雲青峰居士 全 八月廿九日 永山孫市

以心相伝居士 全 九月朔日 滝間平八

堅心元固居士 全 十二月廿八日 井出上渡右衛門

計九名

右全上安竟院二埋葬ノ分

白峯義雲居士 宝曆四戊年 九月三日 上邨金左衛門

碧天正雲居士 全 九月三日 永山嘉右衛門

秋嶽涼心居士 全 八月廿日 徳田助右衛門

計三名

右全上禪臨濟宗長寿院二埋葬ノ分

高雲丹月居士 宝曆四戊年 八月三日 松崎仲右衛門

本岳浄心信士 全 八月廿八日 湖辺良右衛門家来

称阿浄円居士 全 七月十二日 六右衛門

浄阿宗清信士 全 十月十五日 有間勘左衛門家来

尾上与兵衛

丸田金左衛門家来

田中善兵衛

一 阿円心信士 全 十二月八日 有間勘左衛門家来

計五名 森権四郎

右全県下全郡香取村浄土宗常音寺二埋葬有之分

春山道光信士 宝曆五亥年 二月二日 和田善助

右一名全県下全郡坂手村曹洞宗長禪寺墓所二埋葬ノ分

合計四十五名

明治十八年一月 岐阜県美濃国下石津郡内記村

主唱者 伊藤又吉

全県全国海西郡石亀村

安藤藤之助

全県全国安八郡三郷村

早川周造

三

広告の趣旨趣旨説明には、およそ以下のようなことが記されている。

岐阜県下油島新田地先の締切工事の起工は、古く旧幕時代、百三十九年前にさかのぼる。これは幕府の治水担当者が計画を立て、水行改良のため木曾揖斐両川の合流を締め切るという大工事であった。旧記に依れば、御手伝い普請の最初は、寛延年間の二本松藩に命じられたもので、宝暦年間に担当した薩摩藩は二度目にあたる。この時の工事は極めて難工事で、巨額の藩費を費消しても完成に至らず、その罪により工事に従事した藩士数十名が割腹した。彼らの墓は今も下石津郡（現海津市）、桑名郡（現桑名市）にある。（詳細は、左に掲げる。）この時の成果が、現在の油島地先の締切堤である。この結果、濃勢両

国の輪中では、大きな恩恵を受けている。これこそは、時の政府（幕府）の計画がよかつたことと、作業にあたった薩摩藩士の功績による。彼らの志操には感激、欽慕の念を抱かされる。ところが、完成以来百三十有余年犠牲者に対する記念碑もなければ、慰霊の法要もない。まことに残念だ。ついでには同志と相談して、油島の地先に記念碑を立て、慰霊の祭典を挙げるため、募金活動を始めることとした。皆さんの賛同を希望する。

おおよそそのような内容である。この後に、円成寺、海蔵寺、安竜院、長寿院、常音寺、長禪寺の順で、法名、没年月日、俗名が記されているのだが、趣旨説明によれば、これらの犠牲者は全て割腹ということになる。これらの犠牲者名は、一部順序や用字が違う部分があるものの後年の「治水雜誌」創刊号に記載されている犠牲者名と一致しており、「治水雜誌」では、病死云々という記載のあつたものが、そういう異同にはふれていないことが注目される。「治水雜誌」創刊号には、幕府側の犠牲者二名についても記事があるが、この「広告」にはない。今一点注意しなければならないことがある。それは、宝暦治水工事の完成型についてである。この内容からは、「今ノ締切之ナリ」とあることから知られるとおり、明治二十年に始まる明治大改修以前の現地の景観がそれだということになる。

四

よく知られているように、宝暦治水における油島の締切工事は、当初の全面締切から、当事者の利害関係調整の結果、工事途中で中空きに変更された。全長一〇〇〇余間の木曾川と揖斐川との合流部分に、第一回手伝普請によって油島地先に造成された土出約一二七・四メートル（七十間）杭出約五四・六メートル（三十間）（油島締切由来によるメ切の経過）（「治水雜誌」創刊号）の先に、約一〇〇〇メートル（五百五十間）松ノ木側から約三六四メートル（二〇〇間）に、高

さ約三・六メートル（十二尺）の堤を造成して、中央約五四六メートル（三〇〇間）は手が増えられなかった。

宝暦八年三月、笠松郡代青木次郎九郎・三高木家は、油島地先普請所の空いている箇所を洗堰で締切っては如何かと意見を具申した。さらに宝暦十四年（一七六四）四月、帆引新田他十三ヶ村が、多良・笠松御役所へ『川通存寄書』を提出している。この時の最大の問題は、流砂の堆積である。油島空き所、揖斐川河口、桑名川河口には流砂が堆積、木曾川が高いため揖斐川の流れが抑えられ、揖斐川筋は恒常的に水損が甚だしい、として解決策を提案したのである。

①油島の空き所三〇〇間を洗堰とする。

宝暦治水の際の水面よりの堤高十二尺を、馬踏から八尺四寸下げ三尺六寸とする。これだと満潮で加路戸川筋から三尺余り、水が押し登ってきて、伊尾川に影響が出ない。三合目以上の出水は木曾・伊尾両川が同じく海に向かって流れるので堤通りに影響が無い。

②桑名川入口へ押込んできた土砂は桑名領の堤岸へ取り捨てる。

これにより揖斐川筋で常水が三尺下がる。
以上の二点が主たる問題点であった。

明和二年（一七六五）の出水を受けて、住民側から堤を水面から三尺六寸の洗堰に改めるよう普請申請があった。その結果、翌明和三年二月、第三回手伝普請が、さらに引きつづいて明和五年に第四回手伝普請が行われた。（今回から金手伝）この時洗堰と喰違堰併用という形式に抜本改革が行われた。工事の具体的な内容は次の通りである。

*油島側から前回までの工事に追加して約四五五メートル（二五〇間）を継ぎ足し、さらに一五四・七メートル（八五間）を作る。

*総延長一七三八メートル（九五五間）、内六〇間を喰違堰。

*松ノ木側から四一一メートル（二二六間）。内一〇九メートル（六一〇間）を喰違堰、双方九一メートル（五〇間）づつ川幅二二メー

トル（一二間）を空けて通船をさせる。

*総延長二一四九・四メートル（一一八一間）を築造。

*洗堰は木曾川三合目を定水とする。

この時の形が原型となつて、文化十三年（一八一六）の手伝普請により、油島から現在の「宝暦治水之碑」のあるあたりまで約一三〇〇坪が堤となり、約三百坪の洗堰の下手に水運のため幅約二十メートルの喰違を設置、これを松ノ木まで三百三メートルの堤でつなぐという形が出来上がった。この形はその後部分的に修築を加えながら流域の關係六十三ヶ村による維持管理組合によつて管理運営され、明治大改修の始まる直前の明治二十年頃まで機能し続けた。

注目すべき点は、堤の高さである。宝暦治水当時の堤高は、十二尺であったが、最終的に出来上がった堤高は、三尺六寸、これは、西田喜兵衛が中村左洲に描かせた「木曾長良揖斐三大川薩摩普請実蹟図」を見ると分かる。この絵は西田が、宝暦治水工事の姿を残すために描かせたと「木曾長良揖斐三大川薩摩普請実蹟図説明書」には書いてある。この説明書によれば、油島の合流点に築造された堤・洗堰の全体が、水流調節のための構造になっている。洗堰部分のみではなく、堤部分も洗堰としての使命を持っている。西田に依れば、その運用方法は、以下の通りである。（詳しくは、拙著『宝暦治水と平田鞆負』参照。）

・各川出水ノ分量ニ依リ軽キハ重キヲ助ケ易キハ難キヲ援クルノ法ヲ案シ自然ニ水量ヲ分水セシムルノ設計

木曾川三合目以上ニ増水スルトキハ洗堰石堤上ヨリ揖斐川へ流れ越シ

・又全川五合目以上増水セシトキハ洗堰石堤上ヨリ揖斐川へ流れ越サシムルハ勿論福原川へ流れ越サシメ

・尚又全川八合目以上増水セシトキハ洗堰石堤上ヨリ揖斐川及福原川へハ勿論油島新田地先分川締切即チ千本松堤北元口ヨリ南伊勢

国桑名郡松之木村本堤迄全体ヨリ揖斐川へ流れ越シ

・且又之ニ反シ木曾川平水ニシテ揖斐川六合以上増水セルトキハ洗堰石堤上ヨリ木曾川へ流れ越シ

・全川壱升目増水ノトキハ油島新田地先分川締切千本松堤北元口ヨリ南伊勢国桑名郡松之木村本堤ニ至ル間ノ全体ヨリ木曾川へ流れ越サシムル

・又水行最モ良好ニシテ川床自然ニ低下シ船舶ノ通行ヲ容易ナラシメ随テ運輸ノ便ヲ計リ桑名大垣間ノ如キハ約五六百石積ノ大船ト雖モ潮ノ干満ニ不拘モ通船差障ナク又木曾揖斐両川間ニハ右ノ喰違水路ノ設ケアルカ故ニ桑名笠松間及名古屋大垣間等極メテ通船ノ便ヲ得タリ

・而シテ地方ノ村落ハ河川ノ水流其度ニ適スルカ故ニ川床高マルコトナクシテ田面ノ悪水快ク排出シ潦水ノ為メ農作物腐損ノ虞レナク宝暦年度治川以來明治廿一二年頃ニ至ル間約一百四十有余年ノ久シキ該地方農民ハ勿論船舶船業者ニ至ル迄安ンジテ其業ヲ営ミ来レリ

絵図には松原が描かれていて、その最先端に「宝暦治水之碑」が描かれているのだが、ここに碑を描き込ませたのは、西田の顕彰すべき対象は明治大改修以前の景観だったからである。そうしてそこに描かれている堤は、明らかに現在の小段にあたる部分に松の植生がある。実は、宝暦治水当時の堤の形状は、全く残っていないということである。

五

前項で述べたように、この「広告」を出した人たちは、宝暦治水の成果を現行の油島の水管理方式そのものと理解していた。その点では西田と同じである。本広告が出されたのは、明治十八年一月、先に見たように西田喜兵衛が、建碑を思い立って活動を始めたのが明治十七

年だったということをお互に考へると、両者の間に何らかの関係があったかとも思われるが、岐阜県下で出された広告の文面には、三重県側との関連性をうかがわせる情報は全くない。これまでは、宝暦治水犠牲者名が紹介されたのは、この「治水雜誌」創刊号が最初だと考えられていたのだが、この広告はそれよりさらに古く、明治十八年一月段階で、すでに犠牲者名の集約がなされていたことが分かるのである。それと共に注目されるのは、宝暦治水の結果について、政府（幕府）の立案と薩摩藩の施工の両者を賞揚していることで、計画の策定あつてこそその工事であるという立場がはっきりと示されている。「広告」を出した人物たちの思考の回路がよく分かるのである。

主唱者（発起人）として名前の挙がっている三名は、いずれも岐阜県下高須輪中（現在の海津市内）の住人で、いずれもそれぞれの村の戸長など地方行政の責任者であり、当時は木曾三川治水の計画推進のため明治十三年に設立された治水共同社のメンバーであった。早川周造などは、副代表格の有力者で、デレーケによる明治大改修を実現するためさまざまな運動を進めていた。岐阜県下における治水共同社の活動によつて木曾三川分流計画の具体化が進められる中で、木曾三川の水行奉行として活躍していた高木三家の資料の共有など、過去の情報の収集整理も行われていくことになったということだろうか。この資料では、犠牲者について、病死と割腹の区別はなされていない。海蔵寺の埋葬証文などはまだ知られていなかったのだろう。しかしこの当時からすでに、宝暦治水の犠牲者すなわち割腹という認識が生まれていたことは注目されてよい。犠牲者が埋葬されている寺院の調査など、後の情報のもとになるものであり、貴重な資料である。

六

ところがこの資料には後日談がある。海津市歴史民俗資料館が開催した「宝暦治水250年展」（平成十六年）、「今、宝暦治水に学ぶこと」

展（平成二十四年）には、「宝曆治水碑義捐金募集広告」（平成二十四年度の展覧会解説では「宝曆治水之碑義捐金募集広告」として、一枚の印刷物が展示されている。明治三十二年版は、囲み罫の様子が異なり、下段欄外中央に右書きで「高須活版所」と、印刷所名の記載があり、広告文の内容は、明治十八年版の「下石津郡」が「海津郡」に、変わっている外、「旧記ニ抛レハ始メ」が、「旧記ニ抛レハ治メ」、「宝曆」を「宝歴」とミスプリントしている外は、全く同文同内容である。明治三十二年といえは、西田喜兵衛の募金活動の最終段階にあたる。同年九月二日に西田は、小崎利準の後を受けて岐阜県知事となった野村政明に面会して全面的協力の約束を取り付けている。岐阜県下でもようやく気運が高まってきたことの表れであろうか。伊藤又吉、安藤藤之助、早川周造等は、明治十八年当時と全く変わらぬ文面の印刷物をもって募金活動に参加したということになる。薩摩義士顕彰活動という点、宝曆治水之碑に関わって西田喜兵衛が中心人物としてクロージングアップされてくるのは当然であるが、岐阜県下にも、現在まだよく知られていない顕彰活動の芽があったということを、これらの資料は教えてくれているといえるだろう。

まとめ

以上、先に述べた三点について考察した。大方の批正を請うところである。

二〇一七年五月十九日